

(お知らせ)

## 福島第二原子力発電所 3号機における運転上の制限の逸脱について

平成 18 年 5 月 31 日  
東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

当所 3 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、平成 18 年 5 月 31 日、3 台設置されている非常用ディーゼル発電機<sup>\*1</sup>の 1 台について定例試験を実施したところ、午前 10 時 10 分頃発電機の地絡を示す警報が発生し、一度復帰しましたが、午前 10 時 30 分頃再度同じ警報が発生しました。これにより、当該発電機が正常に動作していることを確認できないことから、午前 10 時 31 分、保安規定第 60 条に定める「運転上の制限」<sup>\*2</sup>を満足していないと判断いたしました。

その後、保安規定に基づき、速やかに、残り 2 台の非常用ディーゼル発電機、および原子炉隔離時冷却系<sup>\*3</sup>が正常に動作することを確認いたしました。

今後、原因について調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

**\* 1 : 非常用ディーゼル発電機**

所内電源喪失時に所内へ電源を供給するためのディーゼルエンジン駆動の非常用発電機。各号機に 3 台ずつ設置されている。

**\* 2 : 「運転上の制限」**

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合、残り 2 台の非常用ディーゼル発電機、および原子炉隔離時冷却系について動作可能であることをすみやかに確認するとともに、動作不能のディーゼル発電機を 10 日以内に動作可能な状態に復旧する必要がある。

**\* 3 : 原子炉隔離時冷却系**

何らかの原因により、通常の原子炉給水系が使用不可となり、原子炉水位が低下した場合等において、原子炉の蒸気を駆動源にしてポンプを回し、原子炉の水位確保および炉心の冷却を行う系統。なお、本系統は非常用炉心冷却系ではない。